

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p data-bbox="448 369 1139 403">生活困窮者自立支援制度と住宅施策の連携について</p> <p data-bbox="115 462 1466 716">生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、居住支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく事業のみならず、住宅施策を含む関係制度との連携が重要である。</p> <p data-bbox="115 726 1466 1031">この点、住宅施策においては、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進を図っている。また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づき、生活困窮者を含む住宅確保要配慮者（住宅セーフティネット法第 2 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者をいう。以下同じ。）に対する民間賃貸住宅等の供給の促進を図ることとしている。</p> <p data-bbox="115 1041 1466 1255">これまで両施策の連携の推進を図ってきたところ、今般、令和 6 年 4 月 24 日に公布された「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 21 号。以下「令和 6 年改正法」という。）により、自治体が法に基づく各事業等を実施するに当たっては、<u>住宅セーフティネット法第 59 条第 1 項</u>に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）が行う業務と連携を図ることが努力義務とされるなど、居住支援の強化のための措置が講じられたところである。</p> <p data-bbox="115 1266 1466 1436">また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号）においては、居住支援法人等が入居中のサポートを行う賃貸住宅の供給促進、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を始め、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に向けた所要の措置が講じられたところである（令和 7 年 10 月 1 日施行）。</p> <p data-bbox="115 1446 1466 1837">については、上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と住宅施策との連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局においては、各制度の趣旨や内容を理解いただき更なる連携の推進を図っていただくとともに、生活困窮者自立支援制度主管部局においては関係機関、関係団体等に、住宅担当部局においては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関、関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いしたい。なお、「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 13 号、国住心第 217 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）及び「生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 7 号、国住備第 492 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）は廃止する。</p> <p data-bbox="115 1848 1466 1927">また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。</p> <p data-bbox="774 1982 813 2016">記</p>	<p data-bbox="1852 369 2543 403">生活困窮者自立支援制度と住宅施策の連携について</p> <p data-bbox="1495 462 2846 716">生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、居住支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく事業のみならず、住宅施策を含む関係制度との連携が重要である。</p> <p data-bbox="1495 726 2846 1031">この点、住宅施策においては、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進を図っている。また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づき、生活困窮者を含む住宅確保要配慮者（住宅セーフティネット法第 2 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者をいう。以下同じ。）に対する民間賃貸住宅等の供給の促進を図ることとしている。</p> <p data-bbox="1495 1041 2846 1255">これまで両施策の連携の推進を図ってきたところ、今般、令和 6 年 4 月 24 日に公布された「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 21 号。以下「令和 6 年改正法」という。）により、自治体が法に基づく各事業等を実施するに当たっては、<u>住宅セーフティネット法第 40 条</u>に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）が行う業務と連携を図ることが努力義務とされるなど、居住支援の強化のための措置が講じられたところである。</p> <p data-bbox="1495 1266 2846 1436">また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号）においては、居住支援法人等が入居中のサポートを行う賃貸住宅の供給促進、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を始め、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に向けた所要の措置が講じられたところである（令和 7 年 10 月 1 日の<u>施行を予定</u>）。</p> <p data-bbox="1495 1446 2846 1837">については、上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と住宅施策との連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局においては、各制度の趣旨や内容を理解いただき更なる連携の推進を図っていただくとともに、生活困窮者自立支援制度主管部局においては関係機関、関係団体等に、住宅担当部局においては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関、関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いしたい。なお、「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 13 号、国住心第 217 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）及び「生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 7 号、国住備第 492 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）は廃止する。</p> <p data-bbox="1495 1848 2846 1927">また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。</p> <p data-bbox="2169 1982 2208 2016">記</p>

1 生活困窮者自立支援制度主管部局と住宅部局との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮者を早期に発見することが必要である。このため、公営住宅の管理等を通して生活困窮者を把握しうる住宅部局と生活困窮者自立支援制度主管部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

例えば、公営住宅の入居者の中には、様々な生活上の事情を抱えており支援が必要な者も少なくないと考えられることから、支援が必要と思われる者については、適切に自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）につなぎ、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援、見守り等の支援を行うことが重要である。また、公営住宅その他の住宅への入居を希望している生活困窮者についても同様に、生活困窮者自立支援制度主管部局と住宅部局が十分な連携を図りつつ、必要な情報提供や助言を行うことが重要である。その際、生活困窮者自立支援制度は福祉事務所設置自治体単位で実施されているところ、その地方公共団体は、県営住宅、市営住宅等の公営住宅を管理する都道府県又は市町村と異なることもあることから、当該住宅を管理する都道府県や市町村の住宅部局との必要な情報の共有など、特に連携を図っていただく必要がある。

なお、相談者をつなぐ場合や協働して支援を行う場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等について、個人情報の取扱いに配慮して、本人に同意を得た上で共有するなど個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に則った対応をお願いする。

2 法に基づく会議体等を活用した連携について

生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援機関が開催する支援調整会議（※1）のほか、法第9条第1項の規定において福祉事務所設置自治体が組織するよう努めることとしている支援会議（※2）が開催される。この支援会議の構成員については、福祉事務所設置自治体が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮者の支援に当たって、住宅部局を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

一方、住宅セーフティネット法第81条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）は、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議を行うものである。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律により、地方公共団体による居住支援協議会の設置が努力義務化されたこと及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者等がその構成員として明確化されたことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度主管部局等が参画することも検討されたい。

また、両制度の取組をより効果的なものとするため、双方の会議における協議内容を相互に報告・情報交換するなどの方法により、各制度の趣旨や内容に係る理解を深めるとともに、より多様で包括的な支援が可能となるよう連携をお願いする。

（※1）自立相談支援機関が開催する、生活困窮者の自立に向けた支援プランについて支援に関わる関係機関が協議、合意する場であり、その中で地域課題の解決に向けた議論も行われる。

（※2）地域における関係機関等により構成される会議であって、関係機関等がそれぞれ把握している生活困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有や地域における支援体制の検討等を行う場。

1 生活困窮者自立支援制度主管部局と住宅部局との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮者を早期に発見することが必要である。このため、公営住宅の管理等を通して生活困窮者を把握しうる住宅部局と生活困窮者自立支援制度主管部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

例えば、公営住宅の入居者の中には、様々な生活上の事情を抱えており支援が必要な者も少なくないと考えられることから、支援が必要と思われる者については、適切に自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）につなぎ、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援を行うことが重要である。また、公営住宅その他の住宅への入居を希望している生活困窮者についても同様に、生活困窮者自立支援制度主管部局と住宅部局が十分な連携を図りつつ、必要な情報提供や助言を行うことが重要である。その際、都道府県が管理する住宅は、生活困窮者自立支援制度主管部局と事業実施単位が異なることから、必要な情報の共有など特に連携を図っていただく必要がある。

なお、相談者をつなぐ場合や協働して支援を行う場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等について、個人情報の取扱いに配慮して、本人に同意を得た上で共有するなど個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に則った対応をお願いする。

2 法に基づく会議体等を活用した連携について

生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援機関が開催する支援調整会議（※1）のほか、法第9条第1項の規定において福祉事務所設置自治体が組織するよう努めることとしている支援会議（※2）が開催される。この支援会議の構成員については、福祉事務所設置自治体が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮者の支援に当たって、住宅部局を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

一方、住宅セーフティネット法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）は、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議を行うものである。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律により、地方公共団体による居住支援協議会の設置が努力義務化されたこと及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者等がその構成員として明確化されたことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度主管部局等が参画することも検討されたい。

また、両制度の取組をより効果的なものとするため、双方の会議における協議内容を相互に報告・情報交換するなどの方法により、各制度の趣旨や内容に係る理解を深めるとともに、より多様で包括的な支援が可能となるよう連携をお願いする。

（※1）自立相談支援機関が開催する、生活困窮者の自立に向けた支援プランについて支援に関わる関係機関が協議、合意する場であり、その中で地域課題の解決に向けた議論も行われる。

（※2）地域における関係機関等により構成される会議であって、関係機関等がそれぞれ把握している生活困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有や地域における支援体制の検討等を行う場。

5 生活困窮者自立支援制度と居住支援法人等の連携

(1) (略)

(2) 地域居住支援事業と居住支援法人等の取組の連携

生活困窮者自立支援制度における地域居住支援事業（法第3条第6項第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）は、現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立した状態にある者等に対し支援員の戸別訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むために必要な支援を行うものである。令和6年改正法により、生活困窮者自立支援制度における居住支援事業については、福祉事務所設置自治体は、シェルター事業と地域居住支援事業のうち必要があると認めるものを行うよう努めることとされた。

また、前述のとおり、令和6年改正法により、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の実施に当たって、居住支援法人が行う業務と連携を図ることが努力義務とされた。居住支援に係る専門的なノウハウは、生活困窮者に対する支援に当たっても有効であるため、居住支援法人と連携して実施することは効果的であることから、地域で活動する居住支援法人による入居前・入居中・退居時の支援と一層の連携を図られたい。

具体的には、地域居住支援事業の実施に当たって、既存の地域資源を活用する方策として、居住支援法人等に事業を委託することも考えられる。なお、この場合の居住支援法人等の経理については、当該居住支援法人等の業務と地域居住支援事業とを区分する必要がある。

また、ホームレス（ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含む。）や生活困窮者（以下「生活困窮者等」という。）が、その地域で暮らし続けていくためには、地域の中で支え合いながら生活することができる「場」をつくり、その中で生活困窮者等本人が持つ様々な可能性を十分に発揮できるよう、地域への働きかけを行うことも重要である。

そのため、地域の社会資源や支援の担い手（居住支援法人、NPO法人や地域住民等）を把握するとともに、それらの社会資源にいつでもアプローチできるようにしておくことや、適切にチームにより支援が行えるよう、日頃から地域の中でこれらの関係機関・関係者とネットワークを構築し、生活困窮者等への支援方策に関する協議、調整等を行えるようにしておくことが求められる。なお、活用可能な社会資源が不足していると考えられる場合は、自治体の他の関係部局や関係機関と連携し、開拓に努める必要がある。

こうした取組を促進するためには、地域において、中核となる関係者が集まる協議の場を設定することが有益である。その際、居住支援協議会等を活用することも考えられるので、こうしたことも念頭に更なる連携の推進に努めていただきたい。

6 生活困窮者自立支援制度と居住サポート住宅の連携

住宅セーフティネット法第40条に規定する居住安定援助賃貸住宅事業に係る賃貸住宅（以下「居住サポート住宅」という。）は、居住支援法人、NPO法人、社会福祉法人等が入居中のサポート（安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎ等）を行う賃貸住宅である。

居住サポート住宅の認定事業者が地域居住支援事業を受託している場合には、当該事業者が地域居住支援事業として行う見守り等については、居住サポート住宅としての見守り等を兼ねることができる。なお、地域居住支援事業として見守り等を実施する場合であっても、居住サポート住宅としては、基準や契約に沿った頻度等による見守り等を行うことが必要であることに留意されたい。

また、認定事業者が地域居住支援事業による見守り等を行う場合については、委託費として事業費が補助されていることから、地域居住支援事業による見守り等の範囲（頻度等）で居住サポート住宅の見守り等を兼ねる場合には、居住サポート住宅の入居者からサポート費用を徴収することは想

5 生活困窮者自立支援制度と居住支援法人等の連携

(1) (略)

(2) 地域居住支援事業と居住支援法人等の取組の連携

生活困窮者自立支援制度における地域居住支援事業（法第3条第6項第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）は、現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立した状態にある者等に対し支援員の戸別訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むために必要な支援を行うものである。令和6年改正法により、生活困窮者自立支援制度における居住支援事業については、福祉事務所設置自治体は、シェルター事業と地域居住支援事業のうち必要があると認めるものを行うよう努めることとされた。

また、前述のとおり、令和6年改正法により、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の実施に当たって、居住支援法人が行う業務と連携を図ることが努力義務とされた。居住支援に係る専門的なノウハウは、生活困窮者に対する支援に当たっても有効であるため、居住支援法人と連携して実施することは効果的であることから、地域で活動する居住支援法人による入居前・入居中・退居時の支援と一層の連携を図られたい。

具体的には、地域居住支援事業の実施に当たって、既存の地域資源を活用する方策として、居住支援法人等に事業を委託することも考えられる。なお、この場合の居住支援法人等の経理については、当該居住支援法人等の業務と地域居住支援事業とを区分する必要がある。

また、ホームレス（ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含む。）や生活困窮者（以下「生活困窮者等」という。）が、その地域で暮らし続けていくためには、地域の中で支え合いながら生活することができる「場」をつくり、その中で生活困窮者等本人が持つ様々な可能性を十分に発揮できるよう、地域への働きかけを行うことも重要である。

そのため、地域の社会資源や支援の担い手（居住支援法人、NPOや地域住民等）を把握するとともに、それらの社会資源にいつでもアプローチできるようにしておくことや、適切にチームにより支援が行えるよう、日頃から地域の中でこれらの関係機関・関係者とネットワークを構築し、生活困窮者等への支援方策に関する協議、調整等を行えるようにしておくことが求められる。なお、活用可能な社会資源が不足していると考えられる場合は、自治体の他の関係部局や関係機関と連携し、開拓に努める必要がある。

こうした取組を促進するためには、地域において、中核となる関係者が集まる協議の場を設定することが有益である。その際、居住支援協議会等を活用することも考えられるので、こうしたことも念頭に更なる連携の推進に努めていただきたい。

(新設)

定されないことに留意されたい。ただし、地域居住支援事業による見守り等の範囲を超えて居住サポート住宅としての見守り等を行う場合や、地域居住支援事業による支援の対象となっていない入居者に見守り等を行う場合には、その分の費用を徴収することは差し支えない。

また、福祉サービスへのつなぎについては、住宅確保要配慮者の抱える課題に応じ、認定を受けた居住安定援助計画に記載したつなぎ先につなぐことになるが、課題が複雑化・複合化している場合など、認定事業者において適切なつなぎ先の判断が困難な場合には、包括的な相談支援を担う窓口である自立相談支援機関につなぎ、自立相談支援機関において対象者の状況・課題等をアセスメントした上で適切な支援につなぐことが望ましい。